

穂豊帆 21

第212号

[hohoho 21]

山形市農業委員会

〒990-8540

山形市旅籠町二丁目3番25号

TEL 023-641-1212 (内線773)

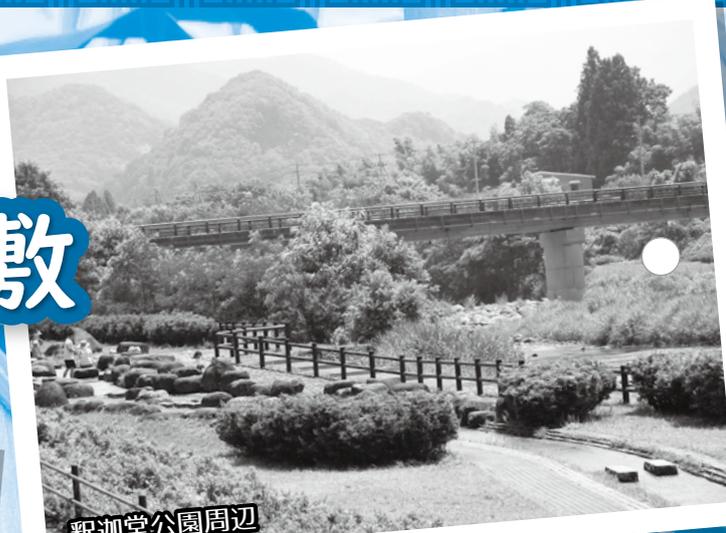


～地域探訪～

馬見ヶ崎川河川敷



唐松橋周辺



釈迦堂公園周辺



馬見ヶ崎川公園周辺

馬見ヶ崎川

春は『桜』、秋には『芋煮会』山形を代表する観光スポット！

唐松橋 ～ 釈迦堂公園 ～ 馬見ヶ崎川公園

夏の馬見ヶ崎川は、水もきれいで水深も浅く、思い思いに水辺と親しめる空間です。

● 農業委員会の活動報告

* 全国農業委員会会長大会 2 P

* 農業委員・農地利用最適化推進委員になって思うこと 3 P

● 地域情報

* みんなの広場 (蔵王地区 横山 佳子さん) ... 4 P

* 農業者年金加入者の声 4 P

● お知らせ

* 全国農業新聞について 3 P

* 農地の貸し借りでお悩みの方は 3 P

* 農業者年金の特徴 4 P

* 農地中間管理事業募集 5 P

* 農地転用には許可が必要 6 P

* 許可等日程のお知らせ 6 P

全国農業委員会会長大会

5月25日、全国農業委員会会長大会が『活力ある農業・農村の実現を目指して』をテーマに開催されました。今年は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、インターネットによるライブ配信での参加となりました。

本大会に提案されました議案は以下の通りです。

【第1号議案】

「新たな時代の農業・農村の活性化に向けた政策提案」

I 農地政策について

- 1 担い手への農地集積・集約化と多様な農地利用が両立する制度・施策の検討に当たって
 - 2 担い手への農地集積・集約化を推進するための農地中間管理機構の運用改善について
 - 3 地域と調和の取れた再生可能エネルギー発電施設の設置
- ### II 経営・人材政策について
- 1 効率的かつ安定的な農業経営の育成に向けた施策の強化
 - 2 経営・営農に係る制度改善・新技術開発等の促進

III 農村政策等について

- 1 農村地域を活性化するための総合的な施策の展開
- 2 鳥獣害対策・ジビエ利活用の推進
- 3 都市農業の振興
- 4 農家所得に繋がる農産物の輸出拡大
- 5 動植物防疫等の強化
- 6 農作業事故対策
- 7 大規模自然災害への備えと復旧・復興対策

IV 農業委員会組織について

- 1 農地法で定める農業委員会事務の適正な実施と堅持
- 2 農業委員の認定農業者要件等の緩和
- 3 利用状況調査でのドローン、空撮の活用
- 4 全委員へのタブレットの導入の支援
- 5 市町村農業委員会巡回支援体制の構築
- 6 農地情報公開システムの利用促進
- 7 農林水産省地図情報共通管理システム等との円滑なデータ連携
- 8 新型コロナウイルスの影響を受ける農業者等への万全の支援

【第2号議案】

「地域の農地を活かし、担い手を応援する全国運動」により実質化された人・農地プランを実行するための申し合わせ決議

- 1 「人・農地プラン」の実質化を踏まえた農地利用の最適化に全力で取り組もう
- 2 農業経営の合理化と働きがいのある経営環境作りを支援しよう
- 3 農業者の声、地域の声を「意見の提出」に取りまとめよう
- 4 農業委員会の体制強化に努めよう

【第3号議案】

「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議

- 1 全国農業新聞の「農業委員数と農地利用最適化推進委員数の5倍以上の購読部数達成に向け、農業委員・農地利用最適化推進委員1人毎年2部以上の新規購読者申込み確保」の取り組みを強化しよう
- 2 「全国農業図書」を必読・常備するとともに、研修会等資料への活用、農業者への啓発に取り組もう

- 3 「農業委員会だより」の発行、市町村広報やインターネットの活用等を通じた農業委員会活動の『見える化』を徹底しよう

これからの政策提案について、私を感じた事を数点述べます。

【農地政策】

今後「人・農地プラン」が地域における農業・農村の基本計画として位置づけられる事となりそうですが、担い手が希望しない農地の取り扱いが課題となり、その対策が急務です。

また、営農型太陽光発電施設の廃棄費用の積み立て義務が令和4年4月1日から開始されます。適正な廃棄処分が行われるように内外への周知徹底をしなければと思います。

【経営・人材政策】

担い手確保・育成・定着について、何よりも経営の発展過程を一貫してサポートする体制が大切です。『経営として成り立つこと』が着地点で、定着出来るように、なお一層の支援体制の強化が必要です。当委員会でも「就農定着検討小委員会」で検討中です。

【農村政策】

農村地域を活性化するためにいろいろな施策が講じられています。「半農半X(新規兼業)」もその一例ですが、農地法第2条の2(農地について権利を有する者の責務)が大切な要件になると考えます。

これまでになく多岐にわたる提案がなされました。どの内容も重要課題ですので、山形市農業委員会も新型コロナウイルス感染症対策と向き合いながら課題解決に努力していく所存です。

(農業委員会会長 大築 義雅)



農業委員・農地利用最適化推進委員になって思うこと

農地利用最適化推進委員から 農業委員へ

農業委員に就任して一年が経過しました。月例総会の議案の審議や農政委員会で議論する一方で、農地パトロールを実施しました。第4ブロック（鈴川・楯山・高瀬・山寺地区）の長として、食農交流事業では山形市農畜産物フェスティバルに出店し市民への地元農産物のPR活動をしました。また冬季農政懇談会の開催準備や取りまとめを行い、更には「人・農地プラン」の話し合いなど、かなりハードなスケジュールでした。農業委員会事務局並びにブロック内の農業委員や農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」）のご協力により、何とか職務をこなすことができました。

私の場合、推進委員を3年間経験し、引き続き農業委員になったため、前任者から農業委員の活動概要について説明を受けたり、一緒に行った農地利用最適化を図るための活動や様々な体験が大いに役立っていると思います。

私の住む楯山風間地区で今一番力

を入れているのが有害鳥獣対策です。特にイノシシによる被害によって、田畑は荒らされ放題、果樹や農作物も食い荒らされてしまう有様で、とても農業を営む気にもなりません。被害は農地だけでなく、住宅地にも及んでおります。農地を守る、地域の安全安心な生活を確保するために、農業委員や推進委員が一体となって有害鳥獣対策協議会を設立しました。今後、行政の力を借りながら、防護柵の設置や駆除を大々的に実施する予定です。今秋にはワイヤーメッシュの防護柵を大岡山のふもとから小姓原地区一帯に地区民と一緒に設置し、維持・管理します。是非とも成功させ、その輪を他地区にも広げて行きたいと考えております。

個々の問題を地区全体の問題として捉え、農業委員は農業従事者だけでなく、地権者や地区民にも寄り添い、農地だけでなく地域の安全性確保のため真摯に取り組んでいきます。

（農業委員 梅津 茂）

農地利用最適化推進委員活動と地域の課題

金井地区では、近年農業後継者が減っていく中、農地の引き継ぎを農業委員と農地利用最適化推進委員、JAやまがた東金井支店が連

携し担い手への農地の集約、転作の団地化など、最善を模索しながら取り組んでいます。

地区の抱える課題として、河川増水による田畑の作物被害、須川沿い志戸田内の遊休農地の解消・改善、農作業効率の悪い小面積の田畑の耕作などがあります。

遊休農地の改善を進めていく上では、田畑の立地や団地という枠、地目等が障害となり進まない状況があるので、今後の動向に期待したいと思います。

農業従事者の所得安定が、将来的には後継者、担い手、そして雇用確保につながり農地の維持、遊休農地の解消への近道なのではないでしょうか。

（農地利用最適化推進委員 池野 伸幸）



農地の貸し借りでお悩みの方は
ご相談ください！

- ・農地を借りてみたい。
- ・高齢になったので耕作ができない。
- ・農地を相続したが耕作できない。

など

詳しくは地元の委員、または農業委員会事務局
(電話023-641-1212 内線775・776)まで
お問い合わせください。

全国農業新聞は、週刊の農業専門紙として、土地問題、先進的な農業経営・栽培技術に取り組む農業者の事例、新規就農者への支援など、様々な角度から情報提供を行っています。



週刊 金曜日発行
月700円、年8,400円(消費税込み)

◎申し込みは農業委員会事務局、または農業委員へ
お問い合わせください。



みんなの広場

「仲間と過ごす楽しい時間」

蔵王地区 横山 佳子 さん



私が結婚した頃は、「地域の人達と交流の場があった方が良い。」とお姑さんから勧められ、若妻会その後婦人会へと加入した時代でした。JA女性部にもあたり前のように入会させられました。私の生家は、農家ではなかったため、専業農家へ嫁いでも家の仕事を手伝うつもりはありませんでした。実際、家の手伝いをしないのだから、JA女性部に加入しても行事にはいつも不参加。参加してもつまらないものと思っており、早く脱退したい気持ちでいっぱいでした。20年間程こんな気持ちで過ごしていました。

お姑さんが他界し、長年勤めてきた仕事も退職。少しのんびり夫の農業の手伝いをしながら、花や野菜を作り、趣味の教室通いを楽しもうと思っておりました。しかし、野菜作りは思った以上に難しいものでした。JA女性部には、長年農業に従事している方、手芸、料理を得意とされる方が多く、色々教えてもらい、悩みを相談する仲間が出来ました。色々な行事、講演会などに参加し、楽しめるようになったことで、私にとっては大切な会である事がやっとなり理解できました。

そんな中、女性部蔵王支部の解散の話を持ち上がり、私は反対し存続することになりました。私と同じ様な気持ちを持つている方々と活動を続けております。今、蔵王支部の部員数は少ないですが、行事、教室を開催する時は全員参加できるように日程を調整、部員が持っている色々な知恵を借り、手芸、みそ作りなどを楽しんでいます。また、地域で農業など関係なく加入して下さる方がいればと思います。また、動報告を掲示したり、新部員募集のポスターを作成したり、こんなにJA女性部へのめり込んでいる自分にびっくりです。

これからも仲間と共に楽しんで過ごす時間を大切にしていきたいです。

農業者年金加入者の声

農業者に安心な備えを

鈴川地区 三澤 孝司 さん

私が、農業者年金に加入したのは、25年前の就農してまもない26歳の時でした。それまでは、会社員でしたので厚生年金でしたが、就農する事により国民年金となり将来受給できる金額が少なくなると不安に思っていました。そんな時、農業者年金を知り、「いろいろメリットがあるぞ。」と加入することにしました。

積立方式で生涯受給できる終身年金で保険料は自分で決めることが出来る。支払った保険料は全額社会保険料控除となり節税になる。一定の要件を満たせば保険料補助が受けられるなど魅力がいっぱいですが、その中でも一番の決め手は「終身年金」であることです。子や孫に老後のお金の心配をさせたくないという加入しています。

【農業者年金の特徴】

◎「積立方式・確定拠出型」で少子高齢時代でも安心です。

加入者の積立てた保険料とその運用益を合わせた額（年金給付原資）により将来の年金額が決まります。

◎農業者年金の加入資格

- ① 20歳以上60歳未満の方
- ② 国民年金第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）
- ③ 年間60日以上農業に従事

◎保険料（月額2万円～6万7千円）自由に変更でき、いつでも変更できます。

◎終身年金です。80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金が遺族へ。

◎社会保険料控除などの優遇があり節税になります。

- ・支払った保険料は、全額が社会保険料控除対象となります。
- ・将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円までは全額非課税となります。

◎加入と脱退は任意（脱退一時金はなく、将来、年金で受け取れます。）

- ◎加入には2つの種類があります。
 - 保険料補助を受けない「通常加入」
 - 保険料補助を受ける「政策支援加入」
- ◎国民年金（老齢基礎年金）の付加年金（納付額は月額400円）への加入が必要です。

農地中間管理事業による農用地などの 借受希望者及び貸付希望者を募集しています。

「農地中間管理事業」とは、農地中間管理機構(公益財団法人やまがた農業支援センター)が、農地を貸したい方から農地を借入れ、規模拡大を目指す担い手農業者に貸し付ける事業です。



貸付希望申込み締切日

- ・令和3年10月21日(木)【令和4年2月下旬から貸付開始を希望される方】
- ・令和3年11月19日(金)【令和4年3月下旬から貸付開始を希望される方】
- ・令和4年1月21日(金)【令和4年5月下旬から貸付開始を希望される方】

借受希望申込み募集期間

- ・令和3年5月7日(金)～令和4年2月28日(月)

申込み受付窓口

- ・山形市農協アグリセンター、山形農協各支店及び営農センター



申込み方法

- ・所定の申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。
(申込み用紙は、各受付窓口にあります。(公財)やまがた農業支援センター(農地中間管理機構)のホームページからもダウンロードできます。)

申込みにあたっての留意事項

【貸付希望者】

- ・市街化区域内の農地や農地として利用することが困難な農地等は、事業の活用はできません。
- ・貸付希望申込書を提出した時点で、機構が借り受けることを決定したわけではないため、「借り手」が見つかるまでの間は、農地所有者が自ら農用地等を管理して頂くことになります。

【借受希望者】

- ・借受希望申込みをした方については、一部内容をインターネット等で公表することになります。ご承諾の上で申込みください。

お問い合わせ



- ◎貸付け希望申込み・農地中間管理事業・各種変更手続きについて
山形市農業委員会事務局 農地係 電話(023)641-1212 内線 775・776
- ◎借受け希望申込みについて
山形市農政課 就農・経営支援係 電話(023)641-1212 内線 436



農地の転用等には、許可が必要です!

農地の違反転用にならないように注意してください。

- こんなときは、必ず農業委員会事務局へご相談ください。
 - *農作業小屋や農機具置場を建築したい
 - *住宅や倉庫・車庫などを建築したい
 - *資材置き場や駐車場に利用したい
 - *太陽光パネルを設置したい など
- 転用等のトラブルを防止するためにも、周辺の方と十分話しをしましょう。

農地を転用する場合は、農地法以外にも農業振興地域の整備に関する法律（農振法）や都市計画法などの他法令によって規制される場合があります。
また、ご自身が所有する農地であっても許可が必要です。

- 転用（農地を農地外の目的で使用するための）許可方法は2種類あります。
 - *自己所有の農地を転用する場合（農地法第4条）
 - *農地を買う、または借りて転用する場合（農地法第5条）
- 市街化区域内の農地の転用については、事前に**農地の転用届出**が必要です。
- 農地の生産性向上を目的に埋立て盛土等により農地改良を行う場合等は、事前に**農地改良届出**が必要です。

令和3年度 山形市農業委員会 許可等日程

許可月	3条・4条・5条等の受付期間	総会開催日
10月	9月21日(火)～24日(金)	10月13日(水)
11月	10月20日(水)～25日(月)	11月15日(月)
12月	11月22日(月)～25日(木)	12月13日(月)

※農地法3条（農地に係る権利移動）、4条・5条（農地の転用）等の許可を受けるためには、上記の受付期間中に申請し、翌月13日頃開催の総会で許可・不許可の決定となります。

※許可申請には確認事項、必要書類がありますので事前にご相談ください。

お問い合わせ先：山形市農業委員会事務局（電話 023-641-1212 内線 775・776）

編集後記

夫婦で年金をもらう歳になりました。悠々自適の老後と考えていたところ、同居する娘からの突然の就農宣言。親として嬉しさの半面、給料の支払いで四苦八苦。

まずは水田を3ha程増やしました。仕事が増え、収入も増え、給料は払えました。しかし、私の休日はずいぶん減りました。さらに晴耕雨読と決めていたのに、厳寒・猛暑に耐えられず、多額の借金をして冷暖完備のトラクターを追加。

孫が生まれると娘から「お父さん、フルタイムの就農は子育てが終わってからよ。」といった何年先の事になるのやら。

先日、組合の共同作業で久しぶりに会った後輩から「丸子さん、痩せたね。」って言われました。これぞまさしく、今流行りの「スマート農業」納得。

（編集委員 丸子 宏）

